

指 示

令和2年1月17日

双葉町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、双葉町において設定された避難指示解除準備区域及び帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成27年6月12日に原子力災害対策本部において決定した『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂』及び平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和2年3月4日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

双葉町

帰還困難区域	町道長塚・新山線 (大字長塚字町東 1 5 4 番地先から大字長塚字町西 3 9 番 2 9 地先まで) 町道久保前・中浜線 (大字新山字久保前 3 3 番 1 地先から大字長塚字谷沢町 2 1 7 番 7 地先まで) 町道鬼木・広町線 (大字長塚字鬼木 3 7 番地先から大字長塚字鬼木 4 4 番地先まで) 町道久保前・下条線 (大字長塚字鬼木 3 7 番地先から大字新山字久保前 2 8 番 1 地先まで) 町道町西 3 号線 (大字長塚字町西 7 2 番地先から大字長塚字町西 7 3 番 1 地先まで) 町道町西 1 号線 (大字長塚字町西 7 3 番 1 地先から大字長塚字町西 3 9 番 4 地先まで) 町道町西 2 号線 (大字長塚字町西 3 9 番 1 地先から大字長塚字町西 3 9 番 4 地先まで) 国道 6 号 (大字新山字久保前 3 3 番 1 地先から大字新山字久保前 1 9 番 1 地先まで(久保前地下道含む)) 双葉町大字長塚字町西 3 6 番地 1、3 6 番地 2、3 7 番地 1、 3 7 番地 2、3 8 番地 1、3 8 番地 3、 3 8 番地 7、3 8 番地 8、3 9 番地 1、 3 9 番地 4、3 9 番地 2 2、3 9 番地 2 5、 3 9 番地 2 6、3 9 番地 2 7、 3 9 番地 2 8、3 9 番地 2 9、 3 9 番地 3 0、4 4 番地 8、7 2 番地、 7 3 番地 1、7 3 番地 4、7 3 番地 5、 2 4 9 番地 1、2 4 9 番地 3 東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域
--------	--

指 示

令和2年1月17日

大熊町長 殿
写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、大熊町において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和2年3月5日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

大熊町

帰還困難区域	県道大野停車場大川原線 (大字下野上字大野 4 1 4 番地先から大字下野上字大野 4 1 6 番地先まで、 大字下野上字原 3 2 7 番 1 地先から大字下野上字清水 6 2 4 番 2 地先まで) 町道西 2 0 号線 (大字下野上字大野 4 1 3 番地先から大字下野上字大野 9 8 番 4 地先まで) 町道西 4 9 号線 (大字下野上字原 4 番 1 地先から大字下野上字大野 9 8 番 4 地先まで) 大熊町大字下野上字大野 9 8 番地 1、9 8 番地 5、9 8 番地 6、 9 8 番地 7、1 1 5 番地 3、 2 8 4 番地 3、2 8 5 番地、 7 9 1 番地 1、7 9 7 番地 1、 8 1 1 番地 大字下野上字鮎沢 1 2 0 番地 1 0、1 2 0 番地 1 1、 1 2 0 番地 1 2、2 4 7 番地 3 0 東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域
--------	---

指 示

令和2年1月17日

富岡町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、富岡町において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和2年3月10日午前6時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

富岡町

帰還困難区域	県道夜ノ森停車場線 (字夜の森南一丁目 1 番 2 地先から字夜の森北二丁目 8 番 2 地先まで) 町道夜の森桜通り線 (字夜の森北一丁目 3 4 番 1 地先から字夜の森北二丁目 2 3 番 1 9 地先まで) 町道都市計画 4 号線 (字夜の森北一丁目 4 1 番 1 地先から大字本岡字清水前 1 0 番 1 1 地先まで) 町道坊小屋桜通り線 (字夜の森南二丁目 1 1 番 2 地先から字夜の森北二丁目 2 3 番 1 8 地先まで) 町道夜の森区画街路 2 号線 (字夜の森北一丁目 6 7 番地先から同地先まで) 町道夜の森区画街路 1 3 号線 (字夜の森北一丁目 9 8 番 4 地先から字夜の森北一丁目 9 8 番 1 地先まで) 町道夜の森区画街路 1 7 号線 (字夜の森北二丁目 8 番 2 地先から同地先まで) 町道夜の森区画街路 3 4 号線 (大字本岡字新夜ノ森 1 3 番 5 地先から大字本岡字新夜ノ森 1 2 番 4 地先まで) 第三大管こ線道水路橋 富岡町大字本岡字新夜ノ森 1 2 番地 5、1 2 番地 6 (1 3 番地 5、1 3 番地 7、1 3 番地 8 に隣接する区域に限る)、1 3 番地 5、1 3 番地 7、1 3 番地 8 東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域
---------------	---